

統計基準について (論点検討資料)

平成20年6月20日

統計基準について

論点 ア

どのような統計基準を定めるべきか、また適用の留意事項は何か

統計基準

法第二条

...

9 「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

設定の視点等
(設定目的)

比較可能性の向上

- 各種統計調査結果の比較
- 同一調査結果間の時系列比較
- 国際比較

客観性の確保

- 調査間における対象の捕らえ方の恣意性の排除
- 調査間における表現の統一
- 専門家による内容の精査

重複排除

分野別統計の対象範囲を明確化することにより、別分野を対象とする調査の調査対象となることを排除

※ このような視点から統計基準とする必要があるかどうかについて、「実現可能性」も含め判断することが必要【他に視点はありますか】

現行の統計基準について (現在政令で定めている分類)

日本標準産業分類



多くの統計調査で準拠
(調査間比較、調査の区分、
重複排除等で効果)

改定時の新旧表を作成する
など、長期にわたる運用実績

国際標準産業分類に対応
した基準

学識経験者等の専門家による検討

現行分類政令で定められて
おり、適用が確立されている

疾病、傷害及び死因 の統計分類



改定時の新旧表を作成する
など、長期にわたる運用実績

WHOが定める国際的な疾病
分類に適合した基準

学識経験者等の専門家による検討

現行分類政令で定められて
おり、適用が確立されている

現行の政令による統計分類を引き続き新法下での
統計基準として定めることが適当ではないか

その他の統計分類について(既存の統計分類)

日本標準職業分類



職業区分を用いる38調査のうち、7割の調査で準拠
(広く準拠される可能性は大きい)

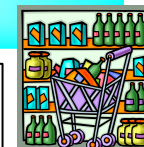
改定時の新旧表を作成するなど、長期にわたる運用実績

国際標準職業分類に対応した基準

学識経験者等の専門家による検討

新たに統計基準として定めることが適当ではないか

日本標準商品分類



国内統計で個々の調査が個々の基準を作成している
(準拠は薬事工業統計、機械受注統計)

商品のサイクルが相当早いこと、サービスの取り扱いも方針が確定していないことから、対応のためには設定に十分な検討が必要

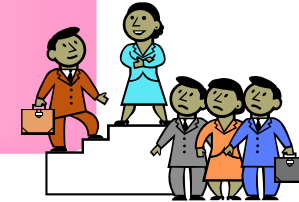
国際標準分類
・「商品の名称及び分類についての統一システム」(HS)
・「中央生産物分類」(CPC)
・「標準国際貿易分類」(SITC)

学識経験者等の専門家による検討

新たに統計基準として定めるかどうかについては、サービスの取扱い等も合わせて検討する必要があるのではないか

その他の統計分類について(存在していない統計分類)

従業上の地位にかかると分類



従業上の地位区分を用いる統計調査は2省9調査であるが、区分は調査毎に異なっている

我が国では統計基準としての運用の実績はなく、あまり検討されていない

「国際従業上の地位分類」(ICSE 1993年ILO決定)は存在しているが、対応は調査によってばらばら

現時点で新たに統計基準と判断することは困難であり、研究を進めてから決定してはどうか

指数の基準改定等

現行の取り決め

指数の 基準改定時等

※ 指数の基準時は5年周期で改定し、西暦末0、5年に改定を行うことを原則
(昭和56年 統計審議会答申)

統計の実態

原則として0、5年には改定されているが…
以下のような新しい事情

- 消費者物価指数の中間年見直し
- 連鎖指数の増加
(消費者物価指数、企業物価指数等)

統計基準とすべきか
判断が必要

基本計画での
対応

基本計画において、統計基準として定める旨を記載してはどうか

(参考)昭和56年統計審議会答申

指数の基準時及びウェイト時の更新についての諮問

(諮問第185号 昭和56年1月16日)

標記について、貴会の御審議を得たい。

理 由

現在、我が国のほとんどの主要指数は、諮問第167号の答申に基づき、基準時は昭和50年、ウェイト時も昭和50年及びその近傍年を採っているが、その後の経済事情の変化及び従来の指数の基準時等の更新の経緯にかんがみ、現在、採用している基準時及びウェイト時について検討する必要がある。

なお、昭和30年以降、5年ごとに行われてきている指数の基準時等の更新は、貴会における各回の審議に基づいているものであり、今後、この周期による更新を継承していくことの適切性についても、併せて検討する必要がある。

指数の基準時及びウェイト時の更新についての答申

(諮問第185号の答申 昭和56年3月20日)

標記について審議した結果、標記に係る従来の審議並びに主要指数の経緯にかんがみ、次の結論を得たので答申する。

1. 指数の基準時は、原則として5年ごとに更新することとし、西暦年の末尾が0又は5の付く年とする（この原則は昭和55年より適用される。）
ウェイトを固定する指数については、原則としてウェイト時も5年ごとに更新し、基準時と同年又はその近傍の年（複数年を含む。）を採ることとするが、指数算出に当たっては方法論的扱いが定まっているパーシェ型指数、連鎖指数等については、この限りではない。
2. 基準時を更新した場合は、新指数と旧指数とのリンクその他については、利用上不便のないよう十分適切な措置を講じることとする。
3. 基準時又はウェイト時について、前記 1. の原則を適用することが適切でないと判断される事態が発生した場合には、当審議会は新たに審議を行うものとする。
4. 個々の指数の作成、改定等に際しては、当審議会は、その計画等について、審議又は検討を行うものとする。

季節調整法の適用

現行の取り決め

- センサス局法X-12-ARIMAなど、手法の適切性について一般的な評価を受けている手法を継続的に使用
- 統計作成機関は、適用する手法を選定した理由を明確化 等

統計の実態

- 統計等ごとの使用手法、選定理由等を一覧で公表
- 引き続き、現行の取組を継続していくことが必要

基本計画での対応

基本計画において、統計基準として定める旨を記載してはどうか

(参考)季節調整法について(統計審議会答申等)

季節調整法の適用について(通知)

総統審第88号
平成9年7月22日

(各省庁統計主管部局長他)宛

総務庁統計局統計基準部長

統計審議会経済指標部会は、その下に季節調整法検討小委員会を設け、季節調整法に関し、現在関係機関で採用されている手法及び新しく開発された手法等の比較検討を行いました。この検討結果を踏まえ、今後の季節調整法の適用に際しての指針及びその運用要領を別添のとおり取りまとめ、平成9年6月13日開催の第80回経済指標部会において決定し、同月20日開催の第537回統計審議会に報告を行い、その内容について了承を得ました。

つきましては、関係機関におかれましては、今後、季節調整法を適用する場合には、この趣旨を十分尊重されるようお願いいたします。

なお、「季節調整法について」(昭和54年10月3日付け行管統第343号)は、廃止いたします。

季節調整法の適用について(指針)

平成9年6月13日
統計審議会経済指標部会

一般に、季節調整法について理論的に評価することは難しいが、季節調整法検討小委員会において4種類の季節調整法(X-11、X-12-ARIMA、MITI法、DECOMP)について検討を行ったところ、統計作成機関が今後季節調整法を運用していく上で参考になると思われる結果が得られた。また、統計利用者側の利用環境が変化し、様々な分析が可能な状況となっており、それに伴い統計情報に対する需要も増大している。これらの点にかんがみ、各種統計・指数系列に係る季節調整法の適用については、次のとおり推進するものとする。

1 季節調整法を適用する場合は、センサス局法X-12-ARIMAなど、手法の適切性について一般的な評価を受けている手法を継続的に使用する。統計作成機関は、適用する手法を選定した理由を明らかにする。

2 季節調整法を適用する際の推計に使用するデータ期間、オプション等の選定に当たっては、それぞれの系列に対して統計作成機関において適切と考えられ、客観性が保たれる基準を採用し、継続的に使用する。

3 データの追加又は期間の追加に伴って、オプション等の変更又は過去の季節調整値の変更を実施する頻度については、あらかじめ統計作成機関において基準を定め、利用者の利便性を考慮し、継続的にその基準を使用する。

4 適用している季節調整法については、その名称、推計に使用しているデータの期間、オプション等の選択基準、選定したオプション等の季節調整に関する情報を報告書等に掲載する。また、適用している季節調整法、オプション等の選択の基準等の変更を行う場合は、変更の趣旨及び変更後の手法、基準等についても、報告書等に掲載する。

5 統計作成機関は、季節調整法に関する情報について、別途定める様式に従い、統計基準部に提出することとする。統計基準部は、統計作成機関から提出された各々の情報について、一貫性のある資料に取りまとめて、一般に開示する。

「季節調整法の適用について(指針)」の運用要領

平成9年6月13日
統計審議会経済指標部会

「季節調整法の適用について(指針)」に関する運用要領を以下のとおり定める。

(指針1について)

1 「一般的な評価を受けている手法」とは、手法が一般的に周知されており、理論的にも、実務上でも、明らかな誤りがあるとはいえないものである。例えば、X-12-ARIMA、X-11、MITI法、DECOMPなどの手法である。統計作成機関は、所管している統計・指数系列の特徴に合わせ、手法の妥当性について速やかに検討した上で、実務上でも合理的な手法を適用することとする。

(指針2について)

2 季節調整法を使用する際のオプション等については、AIC値やBIC値などの統計量やMPD値、MAPR値などの安定性の尺度、スペクトル分析の結果による適切性の尺度など客観的な判断が可能な基準に基づいて選定することとする。

(指針3について)

3 季節調整値の公表、オプション等の見直しについては、以下に例示する方法など、各統計・指数系列の性格、実務上での状況、統計利用者の利便性を考慮して、適切であると判断した方法で行うこととする。

(例1) 前年12月までのデータを使用して、暫定季節指数を作成し、それを使用して暫定的な数値を公表する。当該年の12月までのデータがそろった段階で、オプション等の設定の見直し、季節調整のかけ直し、確定値の公表を行う。

(例2) データが追加される度に、オプション等の設定の見直し、季節調整のかけ直しを行い、数値を公表する。

(例3) オプション等の設定は一定期間固定し、データが追加される度に季節調整をかけ直す。一定期間のデータがそろった段階で、オプション等の設定の見直しを行い、季節調整をかけ直す。

(指針4について)

4 報告書等には、最低限、主要系列についての情報を掲載する。掲載する内容については、以下のよう項目とし、統計利用者が統計作成機関と同一の季節調整を行なうことが可能となる情報とする。ただし、主要系列の季節調整値が集計量として求められ、かつ、その下位レベルの系列が非公表の場合については、この限りではない。

(1) 適用している季節調整法

(2) 推計に使用しているデータ期間

(3) 選定したオプション等の内容

なお、報告書等への情報の掲載は、統計作成機関において状況を勘案しながら、可能な限り早期に行うこととし、基本的には、平成9年度末までを目途に行う。

(指針5について)

5 総務庁統計局統計基準部には、別添の様式で情報を提供する。初回の提出は、平成9年度末を目途とし、その後は原則として、季節調整法に関して何らかの変更を行った時点において提出を行うこととする。ただし、統計基準部から連絡があった場合には、この限りではない。

(その他)

6 今後の統計作成機関における検討に際して、季節調整全体に係る問題はもとより、個々の季節調整法の機能等においても共通的に対応すべき問題が生じた場合には、適宜、検討の場を設けることとする。

【別添様式】…省略

分類改定の考え方

論点 イ

統計分類の改定周期をどのように考えるか

最大利用(超大規模調査)
にあわせた改定

国際動向
にあわせた改定

大規模周期調査は
5年周期で実施

国際基準は不定期
に変更

一律に改定周期を決定する
ことは困難

総務省(政策統括官)において、大規模周期調査の結果等を踏まえ、5年毎に改定の必要性の検討をすることとしてはどうか

【改定の留意点】

改定することとなった場合、改定前後の分類の接続及び各種統計調査の接続への配慮は必要ではないか

当面の改定時期

論点 ウ

当面の取組として、統計分類は、いつ改定するべきか

※ 統計分類の改定は各種統計の比較、時系列等に影響を与えることから、作業は十分かつ細心の注意を払って行う必要があり、作業が重複しないように進めることが肝要。また、別の審議会で専門的検討を行っているものは効率化を図ることが肝要。

最大利用(超大規模調査)
にあわせた改定

国際動向
にあわせた改定

日本標準産業分類



経済センサスに適用できるよう平成19年
11月に改定

〔当面、そのまま適用することが適当では
ないか〕

疾病、傷害及び死因 の統計分類基本分類表



WHOが定める「疾病及び関連保健問題の国際統計
分類」の改定にあわせ改定することが適当ではないか

※ 社会保障審議会の知見を活用し、統計委員会は国際基準との整合性等を
確認する運用が適当ではないか

日本標準職業分類



平成22年に実施予定の国勢調査に
適用できるよう、平成21年度前半に改定す
ることが適当ではないか

日本標準商品分類



日本標準職業分類の改定が終了した後
に検討を進めることとしてはどうか